

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

【以下略】

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>

【以下略】

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
塗工されている印刷用紙	

【以下略】

【衛生用紙】

トイレトペーパー	【判断の基準】 ○ 古紙パルプ配合率100%であること。 【配慮事項】 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ティッシュペーパー	

【以下略】

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④③③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤④④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <u>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。
【以下シャープペンシルから OA クリーナー（液タイプ）まで略】	

ダストブロワー	【判断の基準】 ● <u>次の①及び②の要件、又は①及び③の要件を満たすこと。</u> ① <u>オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</u> ② <u>及び</u> <u>ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</u>ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。 ③ <u>使用される噴射剤に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さいこと。</u>
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② <u>CD及び、DVD及びBD</u>用ににあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
【以下マウスパッドから梱包用バンドまで略】	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。

10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

11 ダストブロワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準②は適用しないものとする。なお、その場合にあつては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数）150以上の物質が含まれていないものを使用すること。

12 ダストブロワーに係る判断の基準③の「地球温暖化係数が相当程度小さい場合」とは、地球温暖化係数が140未満の場合をいう。該当する噴射剤は、二酸化炭素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。

1 ~~2~~3 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、~~FD~~、CD、DVD 及び ~~MO~~BD 用とする。

1 ~~3~~4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下略】

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①表1に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．区分ごとの基準を上回らないこと。 イ．単一素材分解可能率が85%以上であること。 ウ．表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg/m}^2\text{h}$以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <u>⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。</u> 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、<u>粉体塗料等</u>の有機溶剤及び臭気可能な限り少
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

	ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 <u>③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</u> ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 <u>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
- ③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6 放散速度が 0.02mg/m³h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

5. OA機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機	【判断の基準】
複合機	<共通事項> ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。
拡張性のあるデジタルコピー機	<個別事項> ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く） ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式の複合機 ア. インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. インクジェット方式の大判複合機にあっては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>⑥</u> 又は、 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--	---

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

~~1) ア.~~ 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

~~2) イ.~~ 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表 1-1、表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1 及び表 4-2 の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表 6-1 から表 6-6 の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

【以下略】

5－2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ．クライアント型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦ ⑥ ⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。 <u>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑧ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ① 複合理論性能が 1 秒につき 20 万メガ演算以上のもの
- ② 256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ③ 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。）が 512 本以上のもの
- ④ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

- ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
- ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。
- 6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア. 内蔵モデム、無線LAN、~~FDD~~、CD/DVD、~~MOBD~~等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
- イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。
- 7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
- ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
- イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
- ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ. マニュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

【以下略】

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式のプリンタにあつては、表3に示された区分ごとの基準。 エ．インパクト方式のプリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表5-1に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表5-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	--

【以下略】

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

【以下略】

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表1に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

【以下略】

5-6 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	--

【以下略】

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>⑤又は、包装材等</u>の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

【以下略】

5－8 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ①待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑤④裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥⑤低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。 <u>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
--------	--

【以下略】

5－9 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ④⑤低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 <u>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
---------	--

【以下略】

5-10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがケース全体重量の 30%以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 「植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下略】

5-1-1 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
単 4 形 (44.5mm・ 10.5mm)	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

【以下略】

5－12 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---

【以下略】

5-13 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が<u>回収製品全体質量（トナーを除く）の50%以上</u>であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が<u>回収製品全体質量（トナーを除く）の95%以上</u>であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、<u>焼却等の減容化が行われた上で、適正処理され、るシステムがあること単純埋立されないこと。</u> ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 <u>②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</u> <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
インクカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が<u>回収製品全体質量（インクを除く）の25%以上</u>であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が<u>回収製品全体質量（インクを除く）の95%以上</u>であること。 ④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、<u>焼却等の減容化が行われた上で適正処理され、るシステムがあること。単純埋立されないこと。</u> ⑤インクの化学安全性が確認されていること。 ⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 <u>①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</u> <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファク

シミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

2) イ. 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。

1) ア. 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

2) イ. 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジは除く。

6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジは除く。

7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジは

除く。

9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
 - R40（発がん性の限定的な証拠がある）
 - R45（発がん性がある）
 - R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
 - R49（吸入すると発がん性がある）
 - R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
 - R61（胎児に危害を与える可能性がある）
 - R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
 - R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
 - R68（不可逆的な危害の可能性がある）
- ③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 II 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質
- ④1つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

- ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。
- ②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。
- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1 1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する MSDS（化学物質等安全データシート）

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

【以下略】

5-14 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装<u>又は梱包</u>は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	--

【以下略】

5-15 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	【判断の基準】 ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が40.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とす<u>である</u>こと。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②可能な限り低騒音であること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧⑦製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 <u>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ (1.2m×0.9m) 以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ (以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。) を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機 (スタンバイ) は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。

- 4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
- 5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
 - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 判断の基準④イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成 25 年度までは経過措置とし、この期間は適用しないものとする。
- 6 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50% まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
 - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

【以下略】

6. 移動電話

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 P H S	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ウ．分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ② 使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③ 回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ④ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤ 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦ また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------------------------	---

【以下略】

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの

~~④電気冷凍庫のうち横置き型のもの~~

- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5 判断の基準①については、次のとおりとする。

ア. 定格内容積 350 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

- イ. 定格内容積 350 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 2425 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

【以下略】

7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に <u>100/118</u> を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に <u>100/128</u> を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	--

【以下略】

7-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④専ら鉄道車両において用いるためのもの
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 ~~24~~25 年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

【以下略】

7-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------	---

【以下略】

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------------	--

【以下略】

8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------	--

【以下略】

8-3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

【以下略】

9. 温水器等

9-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	【判断の基準】 ①成績係数が3.50以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------------------	---

【以下略】

9-2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④、又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

【以下略】

9-3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

【以下略】

9-4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オーブン部にあつては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

【以下略】

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 使用用途が家庭用にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 442127/100 を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤、又は、包装材等の回収及び再使用若しくは又は再生利用システムがあること。
LED 照明器具	【判断の基準】 ① 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 ② 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ③ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤、又は、包装材等の回収及び再使用若しくは又は再生利用システムがあること。

LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 <u>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ① 防爆型のもの
 - ② 耐熱型のもの
 - ③ 防じん構造のもの
 - ④ 耐食型のもの
 - ⑤ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥ 40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
 - ⑦ 鉱工業用機械用に設計されたもの
 - ⑧ 家具用に設計されたもの
 - ⑨ さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 - ⑩ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

5 蛍光灯照明器具に係る判断の基準①イについては、平成 25 年度 1 年間の経過措置を設けることとし、この期間においては、表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 113/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

5-6 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、

埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光灯ランプで使用されている口金から給電されると構造的に互換性を有するLED ランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。

~~6.7~~ 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

~~7.8~~ 「平均演色評価数 Ra」は、JIS Z 8726 に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。

~~8.9~~ 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

~~9.10~~ LED 照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具第 5 部：配光測定方法」に準ずるものとする。

~~10.1~~ 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

~~11.2~~ 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

~~12.3~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~13.4~~ 調達を行う各機関は、LED 照明器具の調達に当たって、現段階において JIS 規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

~~14.5~~ 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

使用用途	蛍光灯の形状	区 分	基準エネルギー消費効率
		蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が 86 以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が 86 未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 以上のもの(蛍光灯の大きさの区分が 20 の直管形蛍光灯を使用するものを除く)	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が 70 以上のものであって蛍光灯の大きさが 20 の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

- 備考) 1 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

【以下略】

10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で 45lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ウ．定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率がランプ効率で 50lm/W 以上であること。 イ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【以下略】

1 1. 自動車等

1 1-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア. ガソリン自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 —1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車 ア. ガソリン自動車 車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 —1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩重量車 ア. 乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車にあつては、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表 8 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪LPガス自動車 ア. 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 9 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 小型貨物車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 10 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
-----	---

	【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
- 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 4 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 5 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 6 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表 1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
- 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表2—1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

備考) 1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

~~2 JC08 モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成 25 年 2 月末までは、表 2—2 の燃費基準値を満たすことで、表 2—1 の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。~~

表2—2 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	26.5km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	23.5km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	22.4km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	20.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	16.3km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	13.1km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	11.1km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.0km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 ~~1~~ ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手 動 式		構造A	14.2km/L以上
				13.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		12.7km/L以上
		1,311kg以上		
	手 動 式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上

		1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満		8.8km/L以上
		1,871kg以上		8.5km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

~~5 JC08 モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成 25 年 2 月末までは、表 4-2 の燃費基準値を満たすことで、表 4-1 の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。~~

~~表 4-2 ガソリン小型貨物車に係る 10・15 モード燃費基準~~

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg 未満	構造 A	25.3km/L 以上
			構造 B	21.3km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	22.5km/L 以上
			構造 B	20.9km/L 以上
	手動式以外のもの	828kg 以上		19.4km/L 以上
		703kg 未満	構造 A	23.6km/L 以上
			構造 B	20.3km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	20.6km/L 以上
			構造 B	19.4km/L 以上
		828kg 以上		18.6km/L 以上
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg 未満		22.3km/L 以上

	手動式以外のもの	1,016kg以上		19.6km/L以上
		1,016kg未満		18.6km/L以上
		1,016kg以上		17.3km/L以上
中量貨物車（ 車両総重量が2.5t以下のものに限る ）	手動式	1,266kg未満	構造A	18.1km/L以上
			構造B	15.4km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		13.4km/L以上
		1,516kg以上		11.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	15.6km/L以上
			構造B	14.0km/L以上
		1,266kg以上		12.9km/L以上

【以下略】

1 1 - 3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------	---

【以下略】

1 1 - 4 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ① 生分解度が28日以内に60%以上であること。 ② 魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。 【配慮事項】 ① 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③ 又は、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂ 発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI (I) 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS (日本工業規格)

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

※OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/L 以上であること。

【以下略】

12. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ① 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ② 製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④ 製品の包装<u>又は梱包</u>は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤、又は、包装材<u>等</u>の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----	---

【以下略】

1 3. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア．生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> <u>イ．非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること</u> <u>ウ．非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③②再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
----------------------	---

帽子	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
----	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解性を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。

~~3~~ 4 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

~~4~~ 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

~~5~~ 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は

提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~6~~7 「生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」
とは、生分解性能を有する植物を原料とする合成繊維であって、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」
とは、生分解性能を有しない植物を原料とする合成繊維であって、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~7~~9 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ．JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

~~8~~ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

【以下略】

1 4. インテリア・寝装寝具

1 4-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は<u>植物を原料とする合成繊維</u>を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③<u>非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</u> ④<u>非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④<u>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
---------------------	--

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)), 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において60%以上の生分解性を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。

4 「非生分解性の植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」
とは、生分解性能を有しない植物を原料とする合成繊維であって、製品のライフサイクル
全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評
価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。~~

~~4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分~~
~~解し再生した繊維をいう。~~

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分
解し再生した繊維をいう。

~~6.8~~ 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

【以下略】

1 4－2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカー ペット タイルカーペ ット 織じゅうたん	【判断の基準】 ○未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材 料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシス テムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
ニードルパンチ カーペット	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生 材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、<u>次のいずれ かの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 生分解性の植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであ って環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以 上使用されていること。</u> <u>イ. 非生分解性の植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであ って環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 25%以上使用されていること。</u> <u>ウ. 非生分解性の植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであ って環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使 用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシス テムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは

は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解性を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。

7.8 「生分解性の植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、生分解性能を有する植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 「非生分解性の植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、生分解性能を有しない植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8.10 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~9 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。~~

【以下略】

1 4－3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
----	---

ふとん	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-----	---

【以下略】

1 4 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次の要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg/m}^2\text{ h}$ 以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ③②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 <u>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
---------	---

マットレス	【判断の基準】 ①詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア．ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> <u>イ．植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</u> ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の<u>包装又は梱包</u>は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

5 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」の重量」に含めてよい。

6 放散速度が 0.02mg/m²h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

7 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

- 8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。
- 9 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 10 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 11 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 12 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下略】

16. その他繊維製品

16-1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の<u>包装又は</u>梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【以下略】

16-2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-------	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたもの

をいう。

- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。~~

【以下略】

16-3 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-----------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収

等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。~~

【以下略】

16-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-----	---

【以下略】

17. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ①②太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ②③発電電力量等が確認できるものであること。 ③④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ④⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑥近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合であって、陸屋根に架台を取り付け設置するものは、太陽電池のモジュール変換効率で12%を下回らないこと。ただし、薄膜系太陽電池にあっては、この限りではない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤鉛はんだを使用していないこと。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	【略】

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

$$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$

$$\text{太陽電池セルの合計面積} = 1 \text{ セルの全面積} \times 1 \text{ モジュールのセル数}$$

$$\text{放射照度} = 1000 \text{ W/m}^2$$

1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系の

セル全面積には集積部を含まない。

~~3.4~~ 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

~~4 モジュール変換効率の算出方法は次式による。~~

$$\eta = P_m / (A \times G) \times 100$$

~~P_m：モジュール公称最大出力（単位：W）~~

~~A：太陽電池セル・モジュール面積（単位：m²）~~

~~G：放射照度（単位：W / m²）~~

~~「モジュール公称最大出力」は JIS C 8911 で規定された基準状態での最大出力瞬時の公称値とする。「放射照度」は JIS C 8960 に準拠して算出するものとする。~~

~~5 「近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合」とは、日影に関する特段の検討を行わない場合には、都市計画法第 9 条第 9 項による近隣商業地域及び商業地域に太陽光発電システムを設置する場合を指す。~~

~~6.5~~ 「瞬時集熱効率」は JIS A4112 に準拠して算出するものとする。

~~7.6~~ 太陽電池モジュールの設計適格性確認試験及び形式認定証については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

~~8.7~~ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表 1 又は 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
- エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
- オ. 調達にあたっては、設置事業者を設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

<u>区 分</u>	<u>基準変換効率</u>
<u>シリコン単結晶系太陽電池</u>	<u>16.0%</u>
<u>シリコン多結晶系太陽電池</u>	<u>15.0%</u>
<u>シリコン薄膜系太陽電池</u>	<u>8.5%</u>
<u>化合物系太陽電池</u>	<u>12.0%</u>

別表 1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	JIS C- 8911 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)
		その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限 等

【以下節水機器まで略】

日射調整フィルム	【判断の基準】 ①遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透過率は 10%以上であること。 ②熱貫流率は 5.9W/(m²・K)未満であること。 ③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。
----------	---

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
- 3 判断の基準①において、可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数は 0.8 未満とする。
- 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10 の範囲であること。
- 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

(2) 目標の立て方

①から⑥まで【略】

- ⑦日射調整フィルムにあっては、当該年度における総調達面積 (m²) に占める基準を満たす物品の総面積 (m²) の割合とする。

18. 防災災害備蓄用品

18-1 防災災害備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

ペットボトル飲料水	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、**防災災害**用に長期保管する目的で調達するものとする。

2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

~~2~~3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を**防災災害**用に活用する場合は、**防災災害**備蓄用品の対象から除外することとする。

~~3~~4 調達を行う各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧奨すること。

~~4~~5 調達を行う各機関は**防災災害**備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

~~5~~6 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

~~6~~7 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

18-2 防災災害備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

缶詰	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。
アルファ化米	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
<u>保存パン</u>	【配慮事項】 ○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
乾パン	
レトルト食品等	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．賞味期限が5年以上であること。 イ．賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
<u>栄養調整食品</u>	【判断の基準】 ①賞味期限が3年以上であること。
<u>フリーズドライ食品</u>	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「フリーズドライ食品」及び「レトルト食品等」及び「栄養調整食品」は、防災災害備蓄用品として調達するものに限る。

~~2 防災備蓄用品として食料を調達する場合、その用途から考えて、必ずしも通常の食料と同程度の味が確保される必要は無いため、判断の基準①における賞味期限については、事業者団体における可食期間に係る検討状況等を勘案しつつ、今後見直しを実施することとする。~~

~~3.2~~ 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

5 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

6 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

~~6.7~~ 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災災害用に利活用する場合は、防災災害備蓄用品の対象から除外することとする。

7.8 調達を行う各機関は~~防災~~災害備蓄用品を調達するにあたって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

8.9 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

18-3 防災災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 <u>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。

テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の<u>包装又は梱包</u>は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を~~防災災害~~用に活用する場合は、~~防災災害~~備蓄用品の対象から除外することとする。

9 調達を行う各機関は~~防災災害~~備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を~~防災災害~~用に活用する場合は、~~防災災害~~備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は~~防災災害~~備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
単 4 形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

非 常 用 携 帯 燃 料	【判断の基準】 ①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災災害用に活用する場合は、防災災害備蓄用品の対象から除外することとする。

2 調達を行う各機関は防災災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

3 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機

【判断の基準】

① 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（燃料が天然ガス又はLPガスのものを含む。）にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。

イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。

② 騒音レベルが98dB以下であること。

③ 連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。

【配慮事項】

① 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。

② 使用時の負荷に対応したエンジン回転数に自動制御する機能を有していること。

③ 製品の小型化、軽量化が図られていること。

④ 製品の長寿命化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。

2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成9年建設省告示第1537号）」による。

3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

20. 役務

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ
----	--

	及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <u>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれか

を満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年 9 月 1 日改訂）に適合していること。

イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること）。

1 2 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

1 3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／樹脂 含浸紙（水溶性のもの を除く）／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙

② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項 目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（品質の低下を伴わず、同じ製品に再生するリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

【以下略】

20-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 <u>④修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</u> <u>⑤再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</u>
----	--

備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

2 配慮事項③における「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号)第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

【以下略】

20-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り(リグループ)が可能であること。 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------	---

【以下略】

20-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ③②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ④③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 <u>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-------	--

【以下略】

20-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ④モーダルシフトを実施していること。 ⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ⑤エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑥道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑦販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑨契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ⑩自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸配送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

~~1-2~~ 1-2. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

~~2-1~~ 2-1. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

- 3) ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 ~~18~~²⁴ 年 10 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めににアクセルオフを離そう④エアコンの使用を控えめは適切に⑤ムダなアイドリングストップはやめよう⑥暖機運転は適切に渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦道路交通情報の活用タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意自分の燃費を把握しよう
- 3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。
- 6 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
- イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。
- 8 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。
- 9 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

【以下略】

20-8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第6号（平成18年3月31日）」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
------	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 ~~18~~²⁴ 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早め ~~のに~~ に ~~アクセルオフを離そう~~ ④エアコンの使用を控えめは適切に⑤ムダなアイドリングストップはやめよう⑥暖機運転は適切に渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨タイヤの空気圧をこまめにチェック⑩不要な荷物はおろそう⑪不要な荷物は積まずに走行⑫走行の妨げとなる駐車はやめよう⑬駐車場所に注意⑭自分の燃費を把握しよう

2 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

3 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両

法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

- 4 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

- 5 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

- 6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

【以下略】

20-9 照明機能提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯機能提供業務	【判断の基準】 ○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光灯に係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。 【配慮事項】 ①使用済蛍光灯の回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③②使用済蛍光灯の回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ④③蛍光灯の配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。 <u>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-----------	--

【以下略】

20-10 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 【配慮事項】 ○店舗において取り扱う商品については、<u>再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品もの</u>であること。
------------------	---

備考) 1 判断の基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2 判断の基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

【以下略】

20-11 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	【判断の基準】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 【配慮事項】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 ⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 ~~18~~²⁴ 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用を控えめは適切に⑤ムダなアイドリングストップはやめよう⑥暖機運転は適切に渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦道路交通情報の活用タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物はおろそう⑩不要な荷物は積まずに走行⑪走行の妨げとなる駐車はやめよう⑫駐車場所に注意⑬自分の燃費を把握しよう

4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。

ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

【以下略】

20-12 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②冷媒に次の物質が使用されていないこと。 ア．オゾン層を破壊する物質 イ．ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン） ③断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑧製品の包装 <u>又は梱包</u> は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨、又は、 <u>包装材等</u> の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
- ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
- ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 判断の基準②イについては、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。
 - ア．紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
 - イ．使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数 140 未満。該当する冷媒は二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等）
- 5 本項における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 6 判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

~~9 判断の基準②イについては、平成 24 年度 1 年間の経過措置を設けることとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合であっても、特定調達物品等とみなすこととする。~~

【以下略】

20-13 引越輸送

(1) 品目及び判断の基準等

<u>引越輸送</u>	【判断の基準】 ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ウ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。 【配慮事項】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法に関する適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなど省資源化又は再生材料の使用に係る取組がなされていること、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。 ア. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 イ. 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。 ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。 エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。
-------------	--

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包・運送、管理等が必要となる品目は除く。

2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じ回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。

3 判断の基準④及び配慮事項③は、引越輸送の元請、下請を問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。

4 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平

成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

5 判断の基準④イの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

6 判断の基準④ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

7 配慮事項①の「引越輸送の方法に関する適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。

8 配慮事項③イの低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

9 配慮事項③ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。

イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 引越に伴い発生する不要となった廃棄物の収集又は運搬及び処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物処理法施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同法施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む）にそれぞれ収集又は運搬及び処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。

イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集又は運搬及び処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地、処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬、処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
☐	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
☐	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
☒	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
☒	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
☒	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
☒	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
☒	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☒	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
☐	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
☒	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
☒	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
☐	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「☒」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目「☐」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。